

公告第16号

令和8年6月18日付けで、認可地縁団体である頃藤北・南区より地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月26日

太子町長 高梨哲彦



1 認可地縁団体名称
白ヶ峯区

2 区域
大字頃藤字新六田471番2

3 主たる事務所
茨城県久慈郡太子町池田34

4 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
原野	714 m ²	池田字新六田471番2

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所
別紙保有資産日録のとおり

5 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間
令和8年6月26日から令和8年9月24日まで

7 異議を述べる方法
太子町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項の規定による申出書及び関係書類を提出すること。

8 申出書等提出先
太子町役場 農林課（茨城県久慈郡太子町北田気662番地） TEL. 0295-72-1111